

令和7年12月23日(火)
19:50～
於 藤沢市医師会館 2階 ホール

第172回 臨時代議員会

公益社団法人 藤沢市医師会

第172回 臨 時 代 議 員 会 次 第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 事

第1号議案 湘南看護専門学校の学生の募集停止および閉校の件

第2号議案 役員報酬規程の改定(案)の件

第3号議案 特定費用準備資金等規程の改定(案)の件

4. そ の 他

5. 閉 会

代議員および予備代議員一覧

席番	所属委員会	代議員氏名	予備代議員氏名	席番	所属委員会	代議員氏名	予備代議員氏名	席番	所属委員会	代議員氏名	予備代議員氏名	
1	運営	栗原雄司	岩部秀夫	21	運営	村川徳彦	永渕成夫	41	総務	鈴木紳祐	鈴木陽一	
2	総務	河野香	村井純子	22	運営	北川泉	近藤哲理	42	経理	鈴木誠	武居崇浩	
3	運営	齊藤芙美	齊藤信義	23	◎ 経理	山崎安信	山崎剛	43	運営	守谷昭彦	高橋大介	
4	経理	高木剛	米田浩基	24	総務	齋藤希人	土屋款	44	運営	太田幸則	板橋健太郎	
5	運営	高岸敏晃	高岸泰	25	運営	福田直人	越野浩江	45	総務	山方里加	中澤京子	
6	運営	中島文香	石塚修悟	26	経理	藤巻淑	竹上由紀子	46	総務	天門淳子	岩本正彦	
7	経理	丸田喜美子	小見理恵子	27	総務	丸山哲生	竹田正樹	47	経理	田中雄大	嶋村浩市	
8	○ 総務	吉川沙耶花	金尾浩幸	28	運営	藤田俊造	林田英樹	48	経理	菅千束	鈴木岳彦	
9	総務	鈴木健	風間吉彦	29	経理	杉本道代	安井清	49	運営	正木宏	丹下祐一	
10	経理	吉澤亮	中村要	30	副議長	運営	高橋敦	中澤有吾	50	運営	上石貴之	寺岡晃
11	○ 運営	長谷章	内田弘一	31	総務	数野通丈	下島博之	51	運営	関根久遠	片岡侑史	
12	総務	稻山貴子	大島智晃	32	総務	大貫知英	及川直樹	52	経理	小林一郎	鈴木則宏	
13	◎ 総務	仲野明	上野則之	33	経理	小野彰夫	上林洋二	53	総務	宮崎彰吾	川島英恵	
14	総務	中村豊	牧野達郎	34	運営	野中信宏	木村哲也	54	経理	石田信也	西谷憲三	
15	運営	山添克弥	木村万里子	35	議長	経理	亀津絵里	今村博務	55	運営	八木進也	坂本学映
16	経理	門間美佳	三沢昌史	36	経理	佐藤徹也	佐藤麗子	56	総務	櫻井秀樹	加藤佳央	
17	経理	高山文治	笠原純恵	37	総務	野渡正彦	佐藤友英	57	総務	柳澤昇吾	吉村太一	
18	総務	齋藤紀文	柳田優子	38	総務	鈴木久晴	谷口定路	58	経理	酒井政司	藤井佳美	
19	経理	大塚正史	奥和子	39	◎ 運営	味村俊郎	鈴木はるみ	59	運営	草野暢子	持丸綾	
20	経理	吳鐵仁	松崎博行	40	○ 経理	本郷了	和田悟	60	総務	松尾光祐	牧野洋知	

◎=委員長 ○=副委員長

※令和7年7月3日現在
運営:20 経理:20 総務:20

湘南看護専門学校の歩み

(1)旧湘南看護専門学校

他の医師会立専門学校がそうであるように、高度成長期に産科有床診療所の会員を中心に2年でなれる准看護師を自分達で養成すべく和43年に藤沢市医師会准看護学院を創設しました。

その後、昭和46年に現在の保健所の北側の一角に休日診療所と医師会館のある藤沢メディカルセンター(FMC)が建設され、看護学科進学課程夜間定時制を併設した藤沢市医師会湘南看護専門学院となりました。

昭和53年にはFMCに4Fを増設して各種学校から専修学校となり湘南看護専門学校となりました。

平成10年には看護学科を日中定時制に変更しました。

更に平成16年にはFMCを含めた土地に藤沢市保健所が建築される為に旧神奈川県立藤沢北高校へ校舎を移転しました。

その頃の湘南看護専門学校の定員は看護学科進学課程30名・准看護学科35名で全学年160名定員もあり、藤沢市からも安定的に2500万円の補助金を受けていたので、医師会からの繰入金は年によって有ったり無かったりの状況でした。

平成10年以降、准看護学科の卒業後の就職先は約65%(診療所約40%、病院約25%)が市内でしたが、看護学科進学課程は准看護師さんが正看護師さんの資格を取る為に市外から入学して、卒業したら市外に戻る場合が多く卒後就職先は市内が約20%(診療所約8%、病院約13%)しかなく補助金を出している藤沢市では市議会から問題になっていました。その後、准看護学科は神奈川県知事・神奈川県看護協会の意向と、時代の流れと、実習先病院の確保が困難等により、平成20年4月に湘南看護専門学校将来構想検討委員会を設置して廃止かどうかの存続が議論されました。

平成21年9月に神奈川県から湘南東部医療圏の看護師不足を理由に看護学校の存続の指示に近い要請を受けました。委員会の中では准看護学科ではなく藤沢市立看護専門学校と競合する看護学科レギュラーコースでは経営が困難との意見もあり存続への賛否が拮抗していました。当時法人制度改革で公益法人を選択する中で赤字である公益事業が必要ということと、湘南東部医療圏の看護師養成の為に二市一町(藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町)と県の支援を受けること等で、平成21年10月に代議員会で新課程による学校継続が決議されました。

そして平成22年度看護学科学生募集停止、平成23年度准看護学科募集停止を経て平成24年3月に湘南看護専門学校は一旦閉校となり、その間、正看護師1162名・准看護師1548名を輩出致しました。

(2)現湘南看護専門学校創設まで

平成 21 年 12 月、24 看護学校再生プロジェクト内外合同委員会発足

平成 22 年 7 月二市一町法定協議会への要望書提出

平成 23 年 7 月、新校の建設予定地(藤沢市からの借り受け)が決定

平成 23 年 12 月、国・二市一町からの建設費補助及び医師会からの建設費負担を代議員会で承認

平成 24 年 4 月看護学校開設準備室設置及び新校舎建設着工

平成 25 年 1 月新校舎竣工

資料 1 は当時設定した収支予測ですが、なかなか予測通りにはなっていません。

(3)湘南看護専門学校募集停止に至るまで

平成 25 年 4 月、定員 40 名、入学金 25 万円・年間授業料 50 万円・施設管理費年間 5 万円で 3 年間合計納付金 190 万円でしたが、競合である藤沢市立看護専門学校の約 4 倍から始まりました。

資料 2 受験倍率は初年度は約 4 倍でしたが、2 年目以降は令和 4 年度まで 2 倍以上は維持していました。ただし市立看専の滑り止めの受験生が多く、合格者の 1~2 割が入学辞退することが常態化して、退学率の高さ(全国平均約 15% に対して当校は約 22%)と国家試験 100% 合格達成の困難さ(過去 10 年で 4 回で市立看専はほぼ毎年 100%、但し合格率は毎年全国平均を上回っている)は旧校より劣っています。

資料 3 更に少子化と看護教育の変化により神奈川県内の看護専門学校の受験者数は令和 7 年度に 5 年前の半分以下となり、令和 7 年の定員に対する入学者数は約 75% となり全校定員割れとなっています。一方で神奈川県内の看護大学は 5 年前に比べて学校数も定員数も増え、受験者数も 10% 強しか減少しておらず、全国の統計から 3 年遅れましたが入学者数も看護専門学校と並びました。今後この傾向は益々進み、看護専門学校の受験者数が増える可能性はほぼ無いと考えます。

資料 4 旧校の市内医療機関への卒後就職率は約 4 割でしたが、現在は湘南ナース総合支援センターによる卒後合同研修等で藤沢市内への就職率は約 70%(病院約 94%)、茅ヶ崎・寒川町を含めると約 94% が湘南東部医療圏に就職して地域の看護人材の育成に非常に貢献しています。

資料 5 経営状況ですが開校後 3 学年揃った後も収支予測通りにはいきませんでした。収入に関しては二市一町からの運営補助金は合わせても年間 1500 万円で、旧校の藤沢市単独の年間 2500 万円から減っていました。学生納付金は全学年合計の定員 160 名だった旧校に対して、新校は 3 学年合わせても 120 名で、退学率の高さもあり思うように増えませんでした。また当初年間 1 千万円を見込んでいた病院・その他の受益者負担はほぼ有りませんでした。

んでした。

支出は少人数制の為に人件費率がどうしても高くなりました。

医師会からの繰入金は年間 1000 万円を予測していましたが、再開校 5 年目の繰入金は年間 3000 万円を超えてしました。行政からの運営費補助の考え方は新規事業が軌道に乗るまでの当初 5 年間が限度ということでしたが、他の医師会の繰入金は多くても年間 2000 万円程度なので何とか補助金を 5 年間延長して頂き、更に藤沢市からは人件費補助を加えて旧校並みの補助金に増額して頂きました。そして学生納付金の内、施設管理費と教材費を年間 10 万円値上げしたこともあり、平成 30 年度から 5 年間の繰入金は概ね年間 2000 万円に収りました。

しかし再開校 10 年経った令和 5 年度からは遂に茅ヶ崎市・寒川町からの運営費補助が打ち切られ、藤沢市も令和 7 年度までの期限付きの大幅減額を申し渡されました。追い討ちをかけられるように先程説明した看護専門学校の受験生減少の波に呑まれ、再開校 12 年確保してきた定員確保がならず今年度は 14 名の定員割れになってしまいました。そして今年度の繰入金は約 5000 万円の見込となりました。

この先受験生が増え定員を確保して学生納付金が増える可能性も低く、藤沢市からの補助金の継続への要望も受け入れられることもなくなった為、令和 7 年 8 月 5 日に湘南看護専門学校あり方検討委員会を設置して、10 月 17 日に湘南看護専門学校の学生募集停止が議決されました。

資料 6 は学生募集停止から湘南看護専門学校閉校までの予定です。

III. 学校運営費

1. 湘南看護専門学校の收支予測

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入(A)	受験料	0	0	0	2	2	2	2	2
	入学金	6	0	0	10	10	10	10	10
	授業料 他	43	23	0	20	39	59	59	59
	補助金(※1)	49	49	0	47	47	48	48	48
	その他	1	1	0	1	1	1	1	1
	収入合計	100	72	0	79	99	119	119	119
支出(B)	人件費	133	131	93	97	101	104	106	107
	経費・什器備品	20	17	9	14	16	16	16	16
	積立金(※2)				28	25	25	24	24
	支出合計	154	148	102	138	142	145	146	149
収支差(A-B)	-54	-76	-102	-59	-43	-26	-27	-28	-29

※1 藤沢市の補助金については現行の補助水準を基本(現状補助金の教員人件費補助を含む)

※2 積立金――校舎等減価償却引当金・校舎等修繕積立金・退職給与積立金

2. 学校運営費補助(案)

基本的な考え方としては、開校後3年間の生徒定員未充足期間と卒業生の病院等で行なわれる卒後研修(期間2年)が終了する平成29年度まで(※1)は運営費負荷に対し、行政機関の支援を要請。(期限限定の支援)

※1 卒後研修が終了し、本制度に対する評価がでた場合に医療機関から「運営費協力金」の名目で支援して貰えるものと認識。

卒後研修修了者が出る平成29年度以降の運営費については、藤沢市医師会並びに病院等受益者による負担または経費節減や生徒負担金等の値上げの対応等で賄うこととする。

①開校後5年間にに関する特別運営補助金(行政:補助金 各団体:協力金)

(単位:百万円)

	負担額	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	藤沢市医師会	茅ヶ崎医師会	病院・その他受益者負担	合計
平成25年度	新規負担額	23.1	13.2	2.7	10.0		10.0	59.0
平成26年度	新規負担額	13.6	7.8	1.6	10.0		10.0	43.0
平成27年度	新規負担額	3.6	2.0	0.4	10.0		10.0	26.0
平成28年度	新規負担額	4.1	2.4	0.5	10.0		10.0	27.0
平成29年度	新規負担額	4.7	2.7	0.6	10.0		10.0	28.0
5カ年合計		49.1	28.1	5.8	50.0		50.0	183.0
従来負担額(年額)		25.3	0.0	0.0	—	0.3	0.3	25.9

(鎌倉医師会)

②開校6年以降に関する補助金(各団体:協力金)

	負担額	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	藤沢市医師会	茅ヶ崎医師会	病院・その他受益者負担	合計
平成30年度以降	新規負担額	0.0	0.0	0.0	10.0		19.0	29.0
	従来負担額	25.3	0.0	0.0	—	0.3	0.0	25.6

第1回生卒後研修終了



(単位:百万円)

入試受験者・入学者の推移(過去7年)

年度	2019(平成31年)		2020(令和2年)		2021(令和3年)		2022(令和4年)		2023(令和5年)		2024(令和6年)		2025(令和7年)	
	受験者	入学者	受験者	入学者	受験者	入学者	受験者	入学者	受験者	入学者	受験者	入学者	受験者	入学者
学校推薦入試(指定校)	7	7	6	6	11	11	7	7	12	12	12	12	7	7
学校推薦入試(公募)	4	4	9	5	9	6	3	2	8	6	4	1	0	0
医療機関入試(1)	7	5	3	3	3	2	3	0	2	2	0	0	0	0
医療機関入試(2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	0	0	0
社会人入試(1)	18	5	12	4	14	1	20	1	12	1	4	2	7	7
社会人入試(2)	13	5	15	6	22	5	15	5	9	4	-	-	-	-
一般入試(1)	20	14	26	11	32	9	32	20	16	10	17	15	7	5
一般入試(2)	26	0	16	4	14	3	10	4	7	4	8	4	2	0
一般入試(3)	-	-	19	2	7	3	4	2	6	1	9	3	1	1
一般入試(4)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	4	3
一般入試(5)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3
計	95	40	106	41	112	40	94	41	72	40	58	39	31	26

神奈川県内看護師等養成所及び大学の入学状況 推移

看護学校 (看護師養成所)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	校数	26	26	26	25	25	25
	学年定員	1,885	1,885	1,915	1,835	1,835	1,835
	受験者	4,489	4,014		2,882	2,315	2,068
	倍率	2.4	2.1		1.6	1.3	1.1
	入学者総数	1,789	1,727	1,791	1,619	1,520	1,392

看護大学		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	校数	13	13	14	14	14	14
	学年定員	1,175	1,175	1,345	1,345	1,345	1,345
	受験者	6,120	5,888		5,504	5,007	5,287
	倍率	5.2	5.0		4.1	3.7	3.9
	入学者総数	1,213	1,198	1,377	1,350	1,314	1,369

国家試験合格者・就職先の推移

市町村 就職先	年 度 卒業年月	1回生	2回生	3回生	4回生	5回生	6回生	7回生	8回生	9回生	10回生	合計
		2015 (平成27年)年度	2016 (平成28年)年度	2017 (平成29年)年度	2018 (平成30年)年度	2019 (令和元年)年度	2020 (令和2年)年度	2021 (令和3年)年度	2022 (令和4年)年度	2023 (令和5年)年度	2024 (令和6年)年度	
		2016(平成28年)3月	2017(平成29年)3月	2018(平成30年)3月	2019(平成31年)3月	2020(令和2年)3月	2021(令和3年)3月	2022(令和4年)3月	2023(令和5年)3月	2024(令和6年)3月	2025(令和7年)3月	
国試合格者／卒業生	25／26(96%)	24／25(96%)	43／44(97%)	33／33(100%)	34／36(94%)	31／31(100%)	32／32(100%)	29／31(94%)	26／29(90%)	34／35(97%)	277／287(97%)	
藤沢市	藤沢湘南台病院	7	6	9	8	8	13	6	7	4	9	77
	湘南中央病院	3	3	3	3	4	4	4	3	2	-	29
	湘南第一病院	-	3	5	2	5	2	2	-	-	-	19
	藤沢病院	-	2	3	2	2	1	-	-	-	1	11
	湘南ホスピタル	-	1	-	-	1	1	1	-	-	1	5
	藤沢脳神経外科	-	-	2	1	2	2	-	-	-	-	7
	吉田クリニック	1	-	3	2	-	-	2	-	1	-	9
	藤沢御所見病院	-	-	1	-	-	-	-	2	-	-	3
	クローバーホスピタル	-	-	-	1	-	-	2	1	1	2	7
	山内病院	-	-	-	-	2	-	2	1	1	-	6
	湘南慶育病院	-	-	-	-	-	2	5	6	6	11	30
	メディカルパーク湘南	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
	湘南藤沢徳洲会病院	-	-	-	-	-	-	1	-	1	2	4
	ナースケア湘南訪問看護 ステーション	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
	在宅看護センター Lanaケア 湘南藤沢	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
	湘南レディースクリニック	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
	在宅看護センターLife&Com	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
	野中医院	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市立病院	6	5	11	8	6	2	2	4	6	6	56
	下田クリニック	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	2
	寒川町 寒川病院	1	1	3	4	4	2	1	1	1	1	19
	2市1町以外 (鎌倉市・平塚市・大和市・横浜市)	6	2	3	1	0	1	2	1	0	0	16
その他	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	-	3
合 計	25	24	43	33	34	31	32	29	25	33	309	
(再掲)藤沢市	11	15	26	19	24	26	27	22	17	26	213	
(再掲)茅ヶ崎市・寒川町	7	6	14	13	10	4	3	6	7	7	77	
2市1町 計	18	21	40	32	34	30	30	28	24	33	290	
(再掲)2市1町以外	7	3	3	1	0	1	2	1	1	0	19	

進学希望1名 進学希望1名

湘南看護専門学校 決算状況（過去8年）

(参考) 令和7年度予算

(単位：千円)

(参考)

	2016年 平成28年度決算	2017年 平成29年度決算	2018年 平成30年度決算	2019年 令和元年度決算	2020年 令和2年度決算	2021年 令和3年度決算	2022年 令和4年度決算	2023年 令和5年度決算	2024(令和6) 年度決算	2025(令和7) 年度予算
事業収入	150,709	157,304	151,971	150,742	143,829	144,877	168,363	167,168	160,983	168,941
学生納付金等	77,920	85,512	82,242	76,484	80,533	86,442	88,579	86,088	86,878	82,340
補助金（県）	20,278	20,491	21,292	21,325	21,230	21,829	21,588	21,088	21,122	20,752
地域医療介護総合確保基金事業費補助金	18,367	18,545	19,235	19,100	18,934	19,575	18,907	18,791	18,960	18,710
私立学校経常費補助金	1,911	1,946	2,057	2,225	2,296	2,254	2,281	2,077	2,002	2,042
物価高騰対応支援金	—	—	—	—	—	—	400	220	160	—
補助金（2市1町）	15,736	16,746	24,949	24,949	25,369	25,369	24,201	13,234	13,165	13,097
藤沢市	13,136	13,706	22,109	22,109	22,109	22,109	22,109	13,234	13,165	13,097
茅ヶ崎市	2,420	2,840	2,840	2,840	2,840	2,840	1,672	0	0	0
寒川町	180	200	0	0	420	420	420	0	0	0
補助金（県医師会等）	1,254	1,269	2,510	2,265	2,245	3,005	2,285	2,460	2,250	2,250
寄付金	1,550	1,200	8,480	1,200	1,100	1,681	8,260	1,100	1,300	1,100
その他収入	831	871	798	1,516	532	589	1,698	10,615	5,777	751
医師会法人会計からの繰入金	33,140	31,215	11,700	23,003	12,820	5,962	21,752	32,583	30,491	48,651
事業支出	150,709	157,304	151,971	150,742	143,829	144,877	168,363	167,168	160,983	168,941
人件費	116,843	119,490	115,561	120,218	114,297	113,918	119,561	124,251	119,510	115,083
事業費	23,896	36,669	35,493	29,816	29,005	30,276	40,334	34,908	38,990	48,719
その他支出	970	1,145	917	708	527	683	8,468	8,009	2,483	5,139

学生募集停止・閉校までの考え方

		R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度	R 13年度
		2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
在校生	11回生	1年	2年	3年	在学可能期間					
	12回生		1年	2年	3年	在学可能期間				
	13回生			1年	2年	3年	在学可能期間			
来春入学生	14回生				1年	2年	3年	在学可能期間		
最終学年	15回生					1年	2年	3年		
募集なし	16回生			閉校	告知		募集停止		2030年 3月閉校	

- * 在学期間は学則第6条に規定され、13回生には入学時に 6 年と説明しているため、5年に短縮される旨、保護者の了解が必要。
- * 14回生については入学前に学則を変更し、可能な限り早い段階で在学期間4年であることを告知する必要あり。（学則の変更については早急に県との調整が必要）
- * 在学期間が + 1 年の猶予しかなく、出願時に知らない話なので十分な説明が必要となる。
- * 15回生の募集要項作成に当たり、2030年3月閉校を告知し、在学期間は3年のみで休学・留年できないことを告知する必要あり
- * これより早い募集停止は来年入学の14回生が最後になることなので、出願時に何の説明もせずに、入学後に後出しで在学期間は3年のみで、留年・休学できないという説明は通らない。

公益社団法人藤沢市医師会役員等報酬規程（案）

現行	改定案
(報酬の支給対象者)	(報酬の支給対象者)
第2条 定款第 22 条、第 29 条及び第 40 条の規定による会長、副会長、理事、顧問、代議員会議長及び副議長の報酬は、この規程の定める範囲内において理事会で定める。	第2条 定款第 22 条、第 29 条及び第 40 条の規定による会長、副会長、専務理事、理事、顧問、代議員会議長及び副議長及び監事の報酬は、この規程の定める範囲内において理事会で定める支給をおこなう。
2 監事の報酬はこの規程の定める範囲内において代議員会で定める。	2 監事の報酬はこの規程の定める範囲内において代議員会で定める。
(報酬の額)	(報酬の額)
第3条 役員等の報酬は、年額とし、以下に定める額とする。	第3条 定款第 19 条、第 37 条の規程による役員等の報酬は、年額とし、以下に定める範囲内の額とする。
会長 1,500,000 円以内	会長 1,500,000 円以内
副会長 700,000 円以内	副会長 700,000 円以内
専務理事 600,000 円以内	専務理事 600,000 円以内
理事 400,000 円以内	理事 400,000 円以内
監事 400,000 円以内	監事 400,000 円以内
議長 500,000 円以内	議長 500,000 円以内
副議長 400,000 円以内	副議長 400,000 円以内
顧問 100,000 円以内	顧問 100,000 円以内
2 前項の報酬の他に役員等が退任した場合には、別に定める「役員等	2 会長、副会長、専務理事、理事、顧問の報酬は、前項の定める範囲

「退任慰労金規程」の定めにより支給する。

内において理事会で定める。

3 監事、代議員会議長及び副議長の報酬は第3条第1項の定める範囲内において代議員会で定める。

24 前項の報酬の他に役員等が退任した場合には、別に定める「役員等退任慰労金規程」の定めにより支給する。

平成30年6月27日改定

令和7年3月28日改定

令和7年〇月〇日改定

公益社団法人藤沢市医師会 **公益充実資金及び特定費用準備資金等取扱規程（案）**

現行	改定案
特定費用準備資金等取扱規程 第1章 総則 (目的) 第1条 この規程は、公益社団藤沢市医師会(以下「本会」という。)が、経理規程第30条第2号の種類に従い、特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。	公益充実資金及び特定費用準備資金等取扱規程 第1章 総 則 (目的) 第1条 この規程は、公益社団 法人 藤沢市医師会（以下「本会」という。）が、経理規程第30条第2号の種類に従い、特定費用準備資金及び特定の資産の取得 又は改良 、 公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金 に充てるために保有する資金の取扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。 (1) 特定費用準備資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「認定法施行規則」という。)第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用(事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。)に係る支出に充てるための資金をいう。 (2) 特定資産取得・改良資金 認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。 (3) 特定費用準備資金等 上記(1)及び(2)を総称する。	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。 (1) 公益充実資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第14条及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「認定法施行規則」という。)第23条第1項に定める公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金に充てるための資金をいう。 (2) 特定費用準備資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「認定法施行規則」という。)第1831条第1項本文に定める 将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用(事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。)に係る支出に充てるための資金をいう。

<p>(原則)</p> <p>第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。</p>	<p>(23) 特定資産取得・改良資金 認定法施行規則第 2236 条第 3 項第 34 号、第 4 項に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう（以下、「資産取得資金」という）。</p> <p>(24) 公益充実資金及び特定費用準備資金等 上記 (1) 及び (2) を総称する。上記各号を総称する。</p> <p>(原則)</p> <p>第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。</p> <p>第2章 公益充実資金</p> <p>(公益充実資金の保有)</p> <p>第4条 本会は、公益充実資金を保有することができる。</p> <p>(公益充実資金の保有に関する理事会承認手続き)</p> <p>第5条 本会は、前条の公益充実資金を保有しようとするとき、会長は、事業全体又は事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を満たす場合において、事業全体又は事業ごとに承認するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。 (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。
---	--

	<p>(公益充実資金の管理・取崩し等)</p> <p>第 6 条 前条の公益充実資金については、計算書類上名称を付した特定資産として、他の資金（他の公益充実資金も含む。）と明確に区分して管理する。</p> <p>2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を受けなければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。</p>
<p>第 2 章 特定費用準備資金</p> <p>(特定費用準備資金の保有)</p> <p>第 4 条 本会は、特定費用準備資金を保有することができる。</p> <p>(特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)</p> <p>第 5 条 本会が前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、会長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を満たす場合において、事業ごとに承認するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。 (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。 	<p>第 23 章 特定費用準備資金</p> <p>(特定費用準備資金の保有)</p> <p>第 47 条 本会は、特定費用準備資金を保有することができる。</p> <p>(特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)</p> <p>第 58 条 本会がは、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、会長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を満たす場合において、事業ごとに承認するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。 (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第6条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金(他の特定費用準備資金も含む。)と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を受けなければならぬ。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

第3章 特定資産取得・改良資金

(特定資産取得・改良資金の保有)

第7条 本会は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

(特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き)

第8条 本会が前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、会長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等(以下「資産取得等」という。)の予定時期、資産取得等に必要な最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに承認するものとする。

(1)その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。

(2)その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第69条 前条の特定費用準備資金には~~については、貸借対照表及び財産目録計算書類~~上名称を付した特定資産として、他の資金(他の特定費用準備資金も含む。)と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を受けなければならぬ。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

第34章 特定資産取得・改良資金

(特定資産取得・改良資金の保有)

第710条 本会は、~~特定資産取得・改良資金~~を保有することができる。

(特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き)

第811条 本会~~が~~は、前条の~~特定資産取得・改良資金~~を保有しようとするときは、会長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等(以下「資産取得等」という。)の予定時期、資産取得等に必要な最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに承認するものとする。

(1)その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。

(2)その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること。

<p>(特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等)</p> <p>第9条 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金(他の特定資産取得・改良資金を含む。)と明確に区分して管理する。</p> <p>2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。</p> <p>3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならぬ。積立計画の中止、資産取得等に必要な最低額及び積立期間の変更についても同様とする。</p>	<p>(特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等)</p> <p>第912条 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録計算書類上名称を付した特定資産として、他の資金(他の特定資産取得・改良資金を含む。)と明確に区分して管理する。</p> <p>2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。</p> <p>3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならぬ。積立計画の中止、資産取得等に必要な最低額及び積立期間の変更についても同様とする。</p>
<p>第4章 公表及び経理処理</p> <p>(特定費用準備資金等の公表)</p> <p>第10条 特定費用準備資金の公表等について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要な最低額及びその算定根拠を事務所において書類を備置き、一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>第45章 公表情報開示及び経理処理</p> <p>(特定費用準備資金等の公表情報開示)</p> <p>第103条 特定費用準備資金の公表等について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要な最低額及びその算定根拠を事務所において書類を備置き、一般の閲覧に供するものとする。公益充実資金及び特定費用準備資金等は、認定法施行規則第23条第1項第2号、第46条第1項第7号、第9号、第10号、第3項の規定に基づき、備置き・閲覧、公表等の情報開示を行う。</p>
<p>(特定費用準備資金等の経理処理)</p> <p>第11条 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行ふ。</p>	<p>(特定費用準備資金等の経理処理)</p> <p>第114条 特定費用準備資金等については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行ふ。</p>

2 特定資産取得・改良資金については、公益認定法施行規則第22条第3項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

第5章 雜則

(法令等の読み替え)

第12条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

(細則)

第14条 この規程の実施に必要な細則は、理事会の決議を経て、定めるものとする。

附則

この規程は、2024年6月28日から施行する。

2 特定資産取得・改良資金については、~~公益認定法施行規則第22条第3項の準用規定に基づき、経理処理を行う。公益充実資金及び特定費用準備資金等については、認定法施行規則第16条第2項、第17条第1号、第19条、第30条、第34条、第36条第3項、第4項等の規定に基づき、経理処理を行う。~~

第56章 雜則

(法令等の読み替え)

第12~~5~~条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改廃)

第12~~6~~条 この規程の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

(細則)

第14~~7~~条 この規程の実施に必要な細則は、理事会の決議を経て、定めるものとする。

附則

この規程は、2024年6月28日から施行する。

2025年12月〇〇日 改正